

法務省民商第2665号

平成20年9月30日

法務局民事行政部長 殿

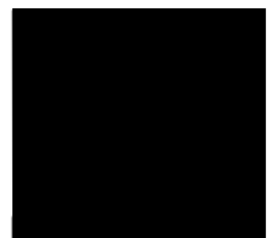
(除く福岡)

地方法務局長 殿

法務省民事局商事課長

吸収合併に際しての発行可能株式総数を超えた株式の発行及び当該枠外発行の数を前提とする発行可能株式総数の増加に係る条件付定款変更の可否について（通知）

標記の件について、別紙1のとおり福岡法務局民事行政部長から照会があり、別紙2のとおり回答しましたので、この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。



法 登 第 1 8 1 号

平成 2 0 年 9 月 2 2 日

法務省民事局商事課長 殿

福岡法務局民事行政部長

吸収合併に際しての発行可能株式総数を超えた株式の発行及び当該枠外発行の数を前提とする発行可能株式総数の増加に係る条件付定款変更の可否について（照会）

吸収合併に際し、公開会社である吸収合併存続会社が、吸収合併消滅会社の株主に対して合併対価として当該吸収合併存続会社の株式を交付するために、当該株式をその発行可能株式総数を超えて発行することとするとともに、あらかじめ当該吸収合併の効力発生前に当該吸収合併存続会社の株主総会において当該効力発生を停止条件としてその枠外発行の数を前提とする当該発行可能株式総数の増加に係る定款の変更の決議をすることは可能であると考えますが、いささか疑義がありますので照会します。

法務省民商第 2 6 6 4 号

平成 2 0 年 9 月 3 0 日

福岡法務局民事行政部長 殿

法務省民事局商事課長

吸収合併に際しての発行可能株式総数を超えた株式の発行及び当該枠外発行の数を前提とする発行可能株式総数の増加に係る条件付定款変更の可否について（回答）

本月 2 2 日付け法登第 1 8 1 号をもって照会のあった標記の件については、貴見のとおりと考えます。